

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社ムラシマ事務所（石川県金沢市泉野出町2-7-13）[1000018766]
2. 資格登録停止措置の期間
令和元年11月1日～令和元年12月31日（2ヶ月）
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「金沢支社管内 通信設備他詳細設計(2019年度)」(金沢支社発注)の入札において、低入札価格調査資料の提出を求めたところ、設計内容の積算項目に一部見落としがあり、応じた金額での履行が難しいことを理由に、低入札価格調査の辞退を申し出たものである。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、低入札価格調査資料の提出をせず、低入札価格調査を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)